

「関西本線における関西方面からの誘客を通じた利用促進を図る  
観光列車の実証運行」に係る広報事業業務委託  
企画提案コンペに関する質問及び回答

	質問項目	回答
1	<p>仕様書7- (5) 所有権の権利についてです。</p> <p>①番組で取り上げた内容（放送映像）の場合でも、所有権が三重県に移行するのでしょうか？ ⇒出演しているタレント、映像、音楽等番組で露出したすべてを三重県が2次利用などを含めて自由に使える形なるのでしょうか？ ⇒放送回の権利自体が三重県に移行して、期間は設けないということでしょうか？</p> <p>②具体的にどのような形で二次利用などを行う予定なののでしょうか？</p> <p>③タレントや音楽などを編集し直したバージョンを成果物として搬入することはできるのでしょうか？</p>	<p style="text-align: center;">回答</p> <p>・本事業実施後に納品いただく成果物（作成した画像・映像データ等）は事業の実施内容を確認するために使用し、二次利用は予定していません。</p> <p>・ただし、二次利用可能な成果物を納品いただけるご提案であれば、二次利用可能な期間や条件等を企画提案資料に明記してください。</p>